土　善　旅　館　宿　泊　約　款

第１章　総　則

第１条（適用）

１　当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

２　当館がこの約款の趣旨、規定に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

３　この約款において「宿泊債務」とは、宿泊契約（第９条に定める団体宿泊契約を含む。）に基づき宿泊客が当館に対して負担する宿泊料金、弓道場使用料、付帯施設利用料、飲食料金、持込料、アメニティ料、違約金、損害賠償金その他一切の債務をいう。

第２条（宿泊契約の申込み）

１　当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1)　宿泊者氏名（団体名を含む。）

(2)　宿泊日及び到着予定時刻

(3)　宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）

(4)　申込代表者の住所、連絡先、緊急時の連絡先及び生年月日

(5)　その他当館が必要と認める事項

２　団体宿泊（第９条に定義する。）の場合は、申込代表者が全構成員の氏名、住所及び連絡先を記載した宿泊者名簿を、チェックイン時までに当館に提出するものとします。

３　宿泊客が宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第３条（宿泊契約の成立等）

１　宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

２　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当館は、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として、当館が定める申込金の支払いを請求することができます。当館が申込金の支払いを請求するときは、当該申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

３　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第７条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、料金の支払いの際に返還します。

４　第２項の規定により当館が申込金の支払いを請求した場合において、同項の規定により当館が指定した日までに宿泊客から申込金のお支払いがないときは、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

１　前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

２　宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第５条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)　宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2)　満室により客室の余裕がないとき。

(3)　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)　宿泊しようとする者が、次のイからハまでに該当すると認められるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(5)　宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6)　宿泊しようとする者が、旅館業法第４条の２第１項第２号に規定する特定感染症の患者等であるとき。

(7)　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（旅館業法第５条第１項第３号に該当する場合及び宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合を除く。）。

(8)　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9)　宿泊しようとする者又はその所属する団体が、当館に対し、過去の宿泊その他の事由により未払いの債務を有する場合であって、チェックイン時までに当該債務の支払いを完了せず、又は次条以下に基づく違約金等の支払いに応じないとき。

(10)　千葉県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

第６条（宿泊客の契約解除権）

１　宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２　当館は、宿泊客が当館の責めに帰すべき事由によらずに宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

３　当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により当館の責めによらずに解除されたものとみなして処理することがあります。

４　第２項の違約金は、宿泊客が当館に対して宿泊契約の解除を申し出た日（その解除の通知が当館に到達した日）に発生するものとし、宿泊客は、当館の請求に従い、これを支払うものとします。ただし、前項の規定により宿泊契約が解除されたものとみなして処理する場合は、当該違約金は、宿泊予定期間の初日（宿泊予定日）に発生したものとします。

第６条の２（食事代に係る特別違約金）

１　食事代込みプランの予約について、宿泊日の前々日午後６時を経過した後に契約の全部又は一部の解除があった場合、当館は前条第２項の違約金に加え、当館が定める食事代に消費税及び地方消費税を加えた税込額に相当する金額の全額を特別違約金として申し受けます。

２　前項の特別違約金は、当館が宿泊客に提供するため当該食事提供日の前々日までに発注した食材費及び調理準備費に係る回避不能な損害に相当するものです。

第６条の３（連泊予約の中途解除等）

１　連続して７泊以上の予約（以下「連泊予約」という。）について、チェックイン後に宿泊客の都合により予定より早く退去された場合又は宿泊予定期間の途中において契約の解除があった場合、当館は、契約上の宿泊予定期間のうち未経過日数に相当する基本宿泊料金に消費税及び地方消費税を加えた税込額の１００％を違約金として申し受けます。

２　前項の場合において、当館が当該未経過日数に係る客室を新規の宿泊客に再販売できた限度において、当該再販売により得た金額を前項の違約金から控除します。

第６条の４（違約金の連帯支払義務）

１　団体宿泊契約に係る違約金（前条第１項の違約金及び第６条の２第１項の特別違約金を含む。以下本条において同じ。）は、第１０条の定めるところに従い、申込代表者及び当該団体の全構成員が連帯してその全額の支払義務を負います。

２　前項の違約金支払義務は、団体構成員の一部又は全部が現に宿泊したか否かにかかわらず、予約申込み時又は宿泊者名簿において当該団体の構成員として届け出られた全ての者に対して効力を有します。

３　当館は、違約金の請求にあたり、申込代表者及び団体構成員のいずれに対しても、その全額の請求をすることができ、いずれかの者に対して請求し又は請求しなかったことは、他の者に対する請求権に何ら影響を及ぼしません。

第７条（当館の契約解除権）

１　当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)　宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)　宿泊客が第５条第４号イからハまでに該当すると認められるとき。

(3)　宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4)　宿泊客が旅館業法第４条の２第１項第２号に規定する特定感染症の患者等であるとき。

(5)　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（旅館業法第５条第１項第３

号に該当する場合及び宿泊しようとする者が障害者差別解消法第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合を除く。）。

(6)　寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずらその他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(7)　千葉県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(8)　宿泊客又はその所属する団体が、当館に対し、過去の宿泊その他の事由により未払いの債務を有する場合であって、チェックイン時までに当該債務の支払いを完了しないとき。

(9)　宿泊客が、第１２条第２項の規定に基づくチェックイン時の宿泊料金等の支払いに応じないとき。

２　当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約金としてその全額をお支払いいただきます。

第８条（宿泊の登録）

１　宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロント又は受付において、次の事項を登録していただきます。

(1)　宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2)　外国人にあっては、国籍、旅券番号

(3)　出発日及び出発予定時刻

(4)　前宿泊地及び行先地

(5)　その他当館が必要と認める事項

２　団体宿泊の場合は、申込代表者が全構成員の氏名、住所及び連絡先を記載した宿泊者名簿を、チェックイン時までに当館に提出するものとします。

第２章　団体宿泊に関する特則

第９条（団体宿泊契約の定義）

１　本章において「団体宿泊契約」とは、２名以上の者が一体のグループ又は団体として宿泊する契約をいい、弓道合宿、開発合宿、原稿合宿、研修、ゼミ合宿、サークル活動その他名目の如何を問いません。

２　団体宿泊契約の申込みは、当該団体を代表する者（以下「申込代表者」という。）が行うものとします。

３　申込代表者は、当館に対し、団体の全構成員を代理して宿泊契約を締結する権限を有するものとみなします。申込代表者が行った申込み、変更、取消しその他一切の意思表示は、団体の全構成員に対してその効力を生じます。

第１０条（団体構成員の連帯責任）

１　団体宿泊契約に係る宿泊債務については、申込代表者を含む当該団体の全構成員が、連帯してその全額の支払義務を負うものとします。

２　前項の「申込代表者を含む当該団体の全構成員」には、実際に宿泊した者のみならず、予約申込み時又は宿泊者名簿において当該団体の構成員として届け出られた者、及び当館の記録

において構成員として確認できる者を含みます。

３　当館は、宿泊債務の全部又は一部について、申込代表者及び団体構成員のいずれに対しても、その全額の支払いを請求することができます。当館がいずれかの者に請求し、又は請求しなかったことは、他の者に対する請求権に何ら影響を及ぼしません。

４　団体構成員の一人が宿泊債務の全部又は一部を弁済した場合における、当該構成員と他の構成員との間の内部的な負担割合は、当該団体の内部関係に基づき当事者間で解決するものとし、当館は一切関与しません。

５　本条に定める連帯責任は、当該団体が任意団体、法人格なき社団、大学の部活動・サークル、企業の部門・プロジェクトチームその他いかなる組織形態であっても適用されます。

６　本条に定める連帯責任は、当該構成員が現在も団体に所属しているか否か、当該団体が現存するか否かを問わず、宿泊債務（既存未払債務を含む。）が完済されるまで継続するものとします。

第１１条（申込代表者の義務）

１　申込代表者は、団体構成員に対し、この約款の内容（特に第１０条に定める連帯責任に関する事項及び第６条に定める違約金に関する事項）を事前に周知する義務を負います。

２　申込代表者は、当館の求めに応じ、全構成員の氏名、住所及び連絡先を記載した名簿を提出するものとします。

３　申込代表者は、宿泊料金等の支払期日までに宿泊債務の全額を取りまとめて当館に支払う義務を負います。支払期日までに支払いが完了しない場合、当館は団体構成員に対して直接請求することができます。

第３章　料金の支払い等

第１２条（宿泊料金等の支払い）

１　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。

２　前項の宿泊料金等の支払いは、現金（日本円）又は当館が認めた方法により、チェックイン時に、フロントにおいて行っていただきます。

３　宿泊客が客室を使用することが可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は全額申し受けます。

第１３条（遅延損害金）

宿泊客が当館に対して負担する宿泊債務の全部又は一部について支払いを遅滞したときは、宿泊客は、次に定める起算日から支払済みに至るまで、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合による遅延損害金を当館に支払わなければなりません。起算日は、宿泊料金その他の宿泊債務（違約金を除く。）については宿泊予定期間の初日（宿泊初日）とし、違約金については第６条第４項に定める違約金の発生の日とします。

(1)　宿泊客が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者であるとき　年１４．６％

(2)　前号に該当しないとき　年２９．２％

第１３条の２（弁護士費用その他の回収費用）

宿泊客又は当館の一方が、宿泊契約又はこれに関連する契約に基づく債務の履行を怠り、相手方が弁護士に委任してその請求又は回収（履行の請求、保全、訴訟、強制執行その他の手続を含む。）を行ったときは、当該債務の履行を怠った者は、相手方に対し、第１３条の遅延損害金とは別に、相手方が現実に負担した弁護士費用（着手金及び報酬金をいう。）その他の回収に要した費用を賠償しなければなりません。ただし、賠償すべき弁護士費用の額は、平成１６年３月３１日廃止前の日本弁護士連合会報酬等基準規程により算定される額を上限とします。

第４章　当館の責任

第１４条（当館の責任）

１　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行又は不履行に関し、当館に故意又は重大な過失がある場合に宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

２　当館は、万一の損害発生に対処するため、１事故につき１０億円を限度とする旅館賠償責任保険に加入しています。

第１５条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

１　当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

２　当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第１６条（持込物の取扱い）

宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品であって、当館の故意又は重大な過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客から宿泊契約の申込時に、物品の種類及び価額の明告のなかったものについては、損害賠償の金額は１０万円を上限とします。

第１７条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

１　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合、当館は、これを責任をもって保管し、宿泊客のチェックイン手続が完了したときに、宿泊客にお渡しします。

２　前項にいう「チェックイン手続が完了したとき」とは、宿泊客が第８条に定める宿泊登録を行い、かつ、第１２条第２項に定める宿泊料金等の全額の支払いを完了したときをいいます。当該支払いが完了するまでの間、当館は、第１項の手荷物の引渡しを留保することができます。

３　宿泊客又はその所属する団体が、当館に対し過去の宿泊その他の事由により未払いの債務を有する場合、当館は、前項の規定にかかわらず、当該未払い債務の全額の支払いが完了するまでの間、第１項の手荷物の引渡しを留保することができます。

４　前２項の場合において、当館は、留保している手荷物について善良なる管理者の注意をもって保管する義務を負います。

５　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

６　前各項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条の規定に準じるものとします。

第５章　そ　の　他

第１８条（駐車の責任）

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は重大な過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第１９条（宿泊客の責任）

１　宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は、当館に対し、その損害を賠償していただきます。

２　当館の館内（客室、廊下、浴場、食堂、弓道場、作業部屋、コンパ部屋その他の付帯施設及び共用部分を含む当館の建物内の一切の場所をいう。）は、全面禁煙とします。喫煙は、当館があらかじめ指定する屋外の所定の場所においてのみ行うことができます。

３　宿泊客が前項に違反して客室その他館内において喫煙したときは、当館は、当該宿泊客に対し、原状回復費用（消臭、清掃並びに畳、襖、障子、壁紙、寝具、カーテンその他喫煙により毀損し又は臭気が付着した物品の交換費用を含む。）及び当該客室その他の場所を提供できないことによる休業補償その他喫煙により生じる損害の賠償として、金３０万円を申し受けます。

４　前項の金額は、喫煙により通常生じる損害の賠償額の最低額として宿泊客があらかじめ合意するものとし、当館は、その損害の発生及び額を個別に立証することなく、当該金額を請求することができます。実際に生じた損害が前項の金額を超えるときは、当館は、その超過する部分を別途実損として宿泊客に請求することができます。

５　団体宿泊の場合、前２項の損害賠償債務については、第１０条に定める連帯責任が適用されます。

第２０条（弓道場・付帯施設の利用）

１　宿泊客は、当館に併設する弓道場、作業部屋、コンパ部屋その他の付帯施設を、当館が定める利用規則に従って利用することができます。

２　付帯施設の利用に係る料金は、別表第１の定めるところにより、宿泊料金等とともにお支払いいただきます。

３　付帯施設の利用に伴い宿泊客の故意又は過失により当該施設又は備品（弓具を含む。）に

損害が生じたときは、宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。団体宿泊の場合は第１０条の連帯責任が適用されます。

第２１条（合意管轄）

当館と宿泊客との間に紛争が生じたときは、訴額に応じ、千葉地方裁判所佐原支部又は銚子簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２２条（約款の変更）

１　当館は、民法第５４８条の４の規定に基づき、宿泊客の一般の利益に適合するとき、又は変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、この約款を変更することができます。

２　当館は、前項の規定により本約款を変更するときは、効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を当館のウェブサイト上に掲載する方法により周知します。

附　則

１　この約款は、令和５年１２月１３日から施行する。

２　第１０条から第１３条までの規定は、施行日以前に発生した未払い債務についても適用する。

別表第１　宿泊料金等の内訳　（第２条第１項第３号、第１２条第１項関係）

項　目	内　訳
宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料＋食事料） (2) サービス料（基本宿泊料に含む）
付帯施設利用料	(1) 弓道場使用料 (2) 作業部屋使用料 (3) コンパ部屋使用料 (4) その他付帯施設利用料
追加飲食代等	(1) 追加飲食代（特別料理アップグレード、ドリンクバー等） (2) 飲食物持込料 (3) アメニティ料 (4) 昼食代等
税　金	消費税及び地方消費税

別表第２　違約金　（第６条第２項関係）

基本宿泊料金（食事代込みプランの場合は食事代を含む。以下同じ。）に対する違約金の比率

解除通知を受けた日	消費者 （消費者契約法 第２条第１項）	消費者以外 （事業者・法人・ 団体等）
不泊（無連絡不到着）	１００％	１００％
宿泊日当日	１００％	１００％
宿泊日前日	１００％	１００％
２日前から７日前まで	８０％	１００％
８日前から１４日前まで	５０％	１００％
１５日前から３０日前まで	３０％	１００％
３１日前から６０日前まで	１０％	８０％
６１日前から９０日前まで	－	５０％

（備考）

１　％は、基本宿泊料金（食事代込みプランの場合は食事代を含む。）に消費税及び地方消費税を加えた税込額に対する違約金の比率です。

２　契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。

３　団体客（５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の１０日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の１０％

（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金を収受しません。

４　食事代込みプランの予約について、宿泊日の前々日午後６時を経過した後の解除があったときは、本表の違約金に加え、食事代の全額を特別違約金として申し受けます（第６条の２）。

５　連続して７泊以上の予約について、チェックイン後の中途解除があったときは、本表によらず、第６条の３に定めるところにより違約金を申し受けます。

６　違約金は損害賠償として収受するものであり、違約金の額に対して別途消費税及び地方消費税を加算しません。

７　本表において「消費者」とは消費者契約法第２条第１項に規定する消費者をいい、「消費者以外」とは事業者、法人その他の団体その他消費者に該当しない者をいいます。一の宿泊契約に消費者と消費者以外が含まれる場合（団体宿泊契約を含む。）は、申込代表者又は契約の名義人の区分により本表を適用します。

以　上

有限会社土善　土善旅館
〒289-0601　千葉県香取郡東庄町笹川い 624
TEL：0478-86-1155　FAX：0478-86-5586
E-mail：dozenryokan@dozenryokan.com
URL：https://www.dozenryokan.com

制定：令和５年１２月１３日